二、役員選挙ノ件、役員聖詮衡委員
ヲ選任シテ、之ニ役員ヲ選詮衡セシム。
三、創立大會宣言、發表ノ件、
四、規約決定ノ件、規約中ノ會費十錢ヲ
五錢トシテ、他ハ原案通リ可決ス。
五、無産政黨合同ニ關スル方針決定ノ件、
(1)、イ、國際労働會議、アジア労働總會會議ノ
徹底的排撃、
ロ、大右翼労働組合結成運動ノ粉砕、
(2)、イ、社會民主義者等ノ排撃、
ロ、戦闘的労働者、農民ニ依ル階級戦線ノ
統一、——等ヲ目標トシテ進ム。

六、労働新聞支持ノ件、
七、次期大會ノ場所、
(イ)、場所、京都
(ロ)、日時　新役員ニ一任
尚以下十一項ノ議案ハ審議未了ノ儘
一括シテ新役員ニ一任ニ決ス。
一、國際労働總會會議否認ニ關スル件、
二、未組織労働者組織ニ關スル件
三、賃銀値下反對闘争ニ關スル件、
四、工場代表者會議ニ關スル件、
五、健康保険法ニ關スル件、
六、失業反對闘争ニ關スル件、